

空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託

特記仕様書（案）

令和4年11月  
多古町空港まちづくり課

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、多古町が発注する「空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）について適用し、本業務の履行に当たっては、本特記仕様書のほか、その他関連法令等に基づくものとする。また、千葉県土木設計業務共通仕様書（令和4年10月1日改訂）第1編共通編を準用することとし、本特記仕様書に定めのない事項については、これによるものとする。

### (背景及び目的)

第2条 多古町では、圏央道（大栄・横芝間）の整備や成田空港の更なる機能強化により、新たに3,500mのC滑走路が整備されることなどを契機として、空港拡張範囲内などの住民の移転や空港内従業者数の増加に対応した住宅地整備、圏央道ICや成田空港に隣接する地域性を活かした産業誘致等、新たなまちづくりを進めている。

その一環として、多古町では、地域振興・観光の促進を図るため、空港・圏央道利用者等がアクセス可能な、空港を眺望でき、地域の安全・安心に資する複数の施設を備えた空港を眺望できる公園（以下「公園」という。）の整備を図ることを目指している。

本業務では、令和3年度に取りまとめを行った「圏央道及び成田空港を活かした地域振興・観光拠点創出可能性調査」の結果を踏まえ、公園に関する需給両面のニーズや実現化手法など事業化に向けた検討の深度化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、主として指揮・監督を行う者として、受注者が定めた者をいう。業務委託契約書第2条の規定に定める「業務主任技術者」を「管理技術者」に読み替え、この規定を準用するものとする。
- (2) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

### (法令等の厳守)

第4条 本業務は、本特記仕様書のほか都市計画法、建築基準法、その他関係法令及び通達等に基づき実施しなければならない。

### (業務対象範囲)

第5条 本業務の対象範囲は、別添委託箇所図に示す範囲とする。

(疑義)

第6条 本特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、多古町(以下「発注者」という。)と受注者が協議の上、取り決めるものとする。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとし、管理技術者は、設計図書等に基づく業務の技術上の管理を行うものとする。

2 管理技術者は、発注者が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

(担当技術者)

第8条 受注者は、本業務における担当技術者を定め(管理技術者が担当技術者を兼務する場合を除く。)、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とする。

2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施するものとする。

(提出書類)

第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届及び工程表
- (2) 管理技術者届
- (3) 担当技術者名簿
- (4) 業務計画書
- (5) その他発注者の指示により提出を求められた書類

(業務計画書)

第10条 受注者は、本業務が確実かつ効率的に実施できるよう、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に、次に掲げる事項について業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 個人情報の管理計画
- (11) その他

- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。また、発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(貸与資料)

- 第 11 条 発注者は、本業務の実施に当たり、関係資料等を受注者に貸与するものとする。なお、受注者は発注者により貸与される関係資料等については、その重要性を認識して丁寧に取り扱い、保管しなければならない。

万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において、修復するものとする。

(個人情報等の保護)

- 第 12 条 受注者は、本業務実施中に知り得た個人情報等は、多古町の個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、適切に取り扱い、第三者に決して漏らしてはならない。

(損害賠償)

- 第 13 条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、受注者の責に帰すべき損害とされた場合は、受注者の責任において一切の処理をするものとする。

(打合せ・協議)

- 第 14 条 本業務の実施に当たり、発注者と十分な打合せ・協議を行いながら進めるものとする。また、受注者は、打合せ・協議で使用する資料について、発注者が事前の提出を求めた場合は、発注者が指定する日までに提出するものとする。なお、打合せ・協議の内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(検 査)

- 第 15 条 受注者は、全工程完了後、発注者に業務完了届とともに成果品を提出し、発注者の完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果品の契約不適合)

- 第 16 条 本業務完了後、成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

- 第 17 条 本業務の成果品はすべて発注者の帰属とし、受注者は発注者の許可なく成果品等を利用、公表又は貸与してはならない。

(履行期間)

第18条 本業務における履行期間は、契約の翌日から令和6年3月25日までとする。

## 第2章 令和4年度業務内容

(業務内容)

第19条 令和4年度の業務内容は、以下のとおりとする。

なお、詳細については受注者の提案内容を踏まえ、発注者と受注者の協議により本特記仕様書(案)を修正・加筆し、決定するものとする。

(1) 公園に関するニーズ調査

公園の賑わい創出面のキラークンテンツである空港の眺望に関する消費者ニーズを明らかにするとともに、空港を眺望できる公園を整備するための課題や今後の方向性などについて整理する。

(2) 公園の整備効果の整理

公園の整備効果について、定量・定性の両面で整理するとともに、公園整備の意義を明らかにする。

(3) 打合せ協議

打合せ協議は、業務等着手時(計画準備時)・中間(2回)・成果品納品時の計4回を基本とするが、必要に応じて適宜行うものとする。

(成果品)

第20条 成果品は次のとおりとし、納期は、令和5年3月27日限りとする。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託報告書【令和4年度】<br>(A4版ファイル製本) | 2部 |
| (2) 上記(1)の電子データ(DVD等)一式                              | 1部 |

## 第3章 令和5年度業務内容

(業務内容)

第21条 令和5年度の業務内容は、以下のとおりとする。

なお、詳細については受注者の提案内容を踏まえ、発注者と受注者の協議により本特記仕様書(案)を修正・加筆し、決定するものとする。

(1) 公園の整備に関する意向調査

千葉県内で開発行為を行ったことのある事業者等を対象に意向調査を行い、公

園の整備に係る事業手法や事業形態ごとのメリット・デメリットなどを整理するとともに、公園整備に係る今後の課題や方向性について整理する。

(2) 公園に導入する機能の検討

令和 3 年度に検討された導入機能・施設イメージや上記 (1) の調査結果等を踏まえ、今後、公園に導入すべき機能・施設の内容等を検討する。

(3) 実現化手法の検討

①公園施設整備及び維持管理・運営スキームの検討

令和 3 年度に検討された導入機能・施設及び上記 (1) 及び (2) の調査結果を踏まえ、想定される事業手法、事業形態等について比較検討を行い、事業スキーム (案) を設定する。

②公園施設配置計画図及びイメージパースの作成

上記 (3) ①の調査結果を踏まえ、公園施設配置計画図及びイメージパースを作成する。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務等着手時 (計画準備時) ・中間 (2 回) ・成果品納品時の計 4 回を基本とするが、必要に応じて適宜行うものとする。

(成果品)

第 22 条 成果品は次のとおりとし、納期は、令和 6 年 3 月 25 日限りとする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託報告書【令和 5 年度】<br>(A4 版ファイル製本) | 2 部 |
| (2) 上記 (1) の電子データ (DVD 等) 一式                            | 1 部 |



# 委託箇所図

